

(経済産業委員会)

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法

律案 (閣法第三二二号) (衆議院送付) 要旨

本法律案は、「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(以下、「協定」という)の適確な実施を確保するため、通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業に関する認定等に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名等の改正

1 題名を「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律」に改める。

2 協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業(海外において定められている当該製品の規格等の適合性を試験検査する事業)の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める等の措置を講じ、もって我が国とシンガポール共和国との間の特定機器の

輸出入の円滑化に資することを目的に追加する。

3 特定輸出機器の定義に、シンガポール共和国の関係法令等に定める通信端末機器、無線機器及び電気製品を追加する。

二、国外適合性評価事業の認定

シンガポール共和国向けの通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業を行おうとする者は、協定に定めるシンガポール共和国の認定基準に合致していると認められるときは、主務大臣の認定を受けることができる。また、主務大臣は、同認定を受けた者を協定に基づき登録するほか、認定に係る事業に関し監督上必要な命令をすることができる。

三、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例

協定に基づき登録を受けたシンガポール共和国の適合性評価機関が、我が国向けの端末機器、特定無線設備及び特定電気用品の適合性評価を実施した場合、その結果を我が国において受け入れることができるようにするため、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める。

四、施行期日

一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。